

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

栗東市では、「風格都市栗東」を目指す視点から、市民、事業者、専門家及び行政が創意工夫により協働して取り組む努力基準を定め、適正な屋外広告物の表示等を目指すこととし、屋外広告物法に係る条例制定の権限移譲後に（仮称）「栗東市屋外広告物条例」の制定に向けた取り組みを進めます。

屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方

- ・屋外広告物は、良好な景観形成を図る上で重要な要素となるとともに、市民の日常生活に関する情報を発信し、特に駅周辺や国道沿道などにおいては、にぎわいを演出する重要な景観要素にもなっています。
- ・しかしながら、現状としては、設置される場所や規模、色彩などにおいて統一感なく設置され、結果として市民にとっても見にくくなっている例が多くあります。
- ・このため、周辺景観と調和した良好な景観形成はもとより、道路利用者などの安全性や市民の見やすさなどの視点から一定の基準を設け、本市のにぎわい感を損ねることなく周辺景観と調和や景観づくりへの配慮が感じられる適正な設置を誘導します。

栗東市景観計画区域

1. 届出の対象となる行為

栗東市景観計画区域においては、以下の規模の物件を対象として、「屋外広告を表示及び掲出する物件の新設、増築、改築又は移転」及び「屋外広告を表示及び掲出する物件の外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更」の行為を届出の対象とします。

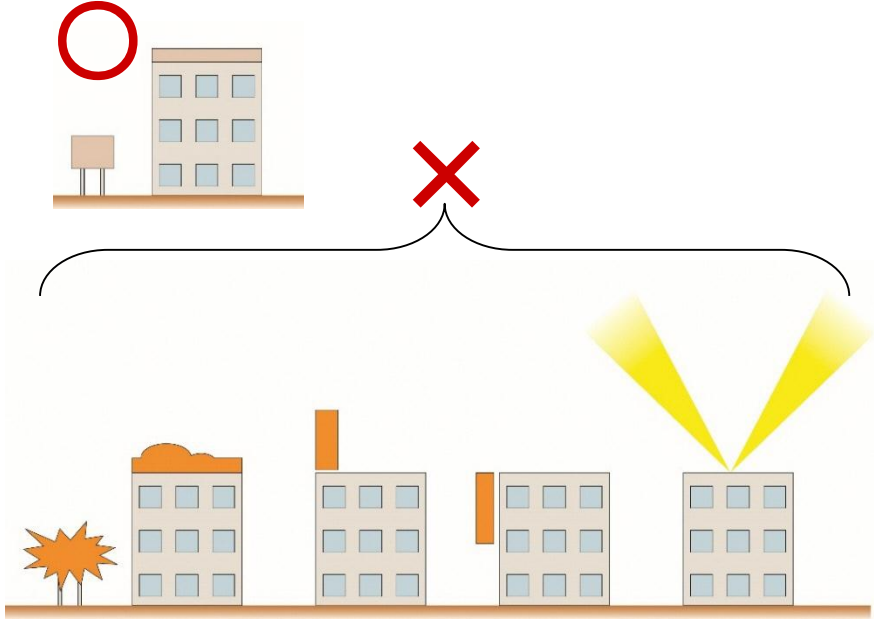
行 為	対 象 と す る 規 模
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件	▶ 地盤面からの高さが4mを超えるもの（建築物と一体となっている場合は、建築物との高さの合計が10mを超えるもの）、又は表示面積が30㎡を超えるもの。

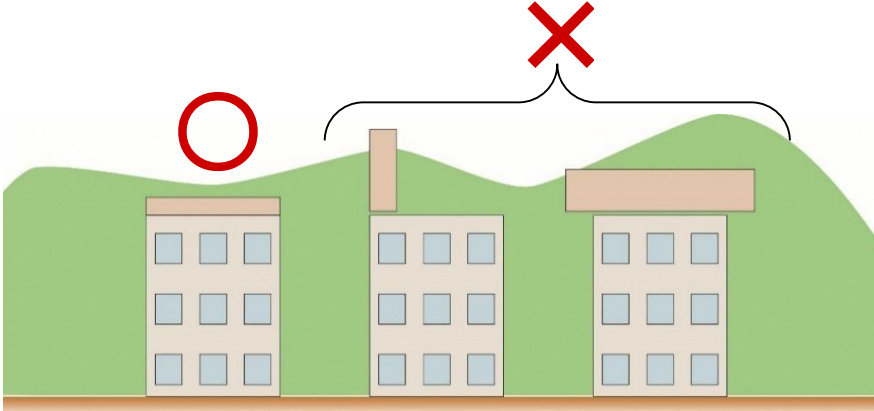
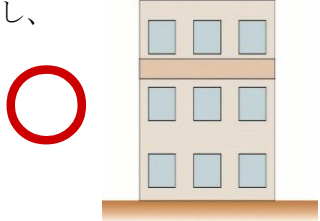
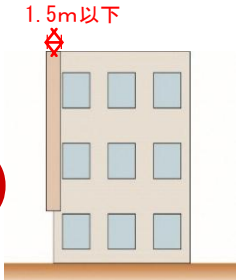
届出除外とする行為

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成すると認められるもの
- (5) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔又はガスタンク、水道タンクその他のタンク類にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、滋賀県屋外広告物施行規則（以下「規則」という。）で定める基準に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、滋賀県屋外広告物条例第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 前2号に掲げるもののほか、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に掲げる物件に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- (8) 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの

2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する努力基準

栗東市景観計画区域においては、滋賀県屋外広告物条例に基づいて表示及び屋外広告物を掲出する物件を設置することとし、屋外広告物に関する形態又は色彩その他の意匠等の景観形成基準は、次のとおりとします。

対	象	景 観 形 成 基 準
一般基準	位置及び規模 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物は、できる限りすっきりとした形態及び意匠としましょう。 ・ 特に、市街化調整区域においては、恵まれた自然環境への眺望を阻害しないようできる限り設置しないこととし、設置する場合には周辺景観に与える影響を和らげる位置、規模、形態及び意匠に配慮しましょう。 ・ 原則として、塔屋状の屋上広告物及び突出看板は避けましょう。 ・ 建物本体の形態・色調との調和に配慮し、過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは避けましょう。 ・ 幹線道路沿道に設置する広告物については、周辺に与える威圧感や圧迫感をできる限り軽減し、信号機や標識、その他案内板等の認知しやすさに配慮した位置及び規模、形態及び意匠としましょう。 
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図りましょう。 ・ 彩度の高い色を使用する場合は、使用する色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮しましょう。 ・ 特に、沿道に設置する広告物については、信号機や標識、その他案内板等の認知しやすさに配慮し、安全性を考慮した色彩を使用しましょう。
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れにくく、耐久性のある素材を使用しましょう。 ・ 優れた自然景観や歴史街道などに設置する場合は、周辺の景観と調和した素材を使用することとし、表面の処理に配慮しましょう。

対 象	景 観 形 成 基 準
<p>屋上広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 広告物は、原則として、周辺に与える威圧感や圧迫感を軽減するとともに、山並みなどへの眺望景観を確保し、周辺景観との調和を図るため、塔屋状の屋上広告物以外のものとしましょう。 • 建築物1棟につき1件とし、建築物の水平投影面以内としましょう。 • 広告物の表示面積は、建築物の各立面積の1/10以下とし、高さは、その建築物の基準階高以下としましょう。 • 建築設備等の隠蔽を目的として広告物を設置する場合においても、当該建築設備等の隠蔽に必要な高さまでとしましょう。 
<p>壁面広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一の壁面につき、壁面積の1/10以下としましょう。 • 壁面をはみ出さないようにし、壁面内で表示し、又は設置しましょう。 
<p>つきだし 突出広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 突出看板は、建築物と一体的なデザインに配慮し、できる限りすっきりとした形態及び意匠、色彩としましょう。 • 突出幅は、取付壁面から1.5m以下としましょう。 • 上端は、取付壁面の高さを超えないものとしましょう。 

景観形成推進地域

(中山道景観形成推進地域、東海道景観形成推進地域、(都)下笠下砥山線景観形成推進地域)

1. 届出の対象となる行為

中山道景観形成推進地域、東海道景観形成推進地域、及び(都)下笠下砥山線景観形成推進地域においては、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される「屋外広告を表示及び掲出する物件の新設、増築、改築又は移転」及び「屋外広告を表示及び掲出する物件の外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更」の行為を届出の対象とします。

届出除外とする行為

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はその掲出物件
- (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件
- (4) 景観法第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成すると認められるもの
- (5) 送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔又はガスタンク、水道タンクその他のタンク類にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、滋賀県屋外広告物条例第 4 条第 1 項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 前 2 号に掲げるもののほか、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類に掲げる物件に表示する広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
- (8) 公益上必要な施設又は物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの
- (9) 軽易な行為等
 - ・自家用広告物で表示面積の合計が 10 m²以下のもの

2. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する努力基準

中山道景観形成推進地域、東海道景観形成推進地域、及び(都)下笠下砥山線景観形成推進地域においては、滋賀県屋外広告物条例に基づいて表示等を行うこととし、屋外広告物に関する形態又は色彩その他の意匠等の景観形成基準は、次のとおりとします。

対	象	景 観 形 成 基 準
一般基準	位置及び規模 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自家用のみとしましょう。 ・広告物は、できる限りすっきりとした形態及び意匠とし、周辺に与える威圧感や圧迫感をできる限り軽減しましょう。 ・特に、市街化調整区域においては、恵まれた自然環境への眺望を阻害しないようできる限り設置しないこととし、設置する場合には周辺景観に与える影響を和らげる位置、規模、形態及び意匠に配慮しましょう。 ・原則として、塔屋状の屋上広告物及び突出看板は避けましょう。 ・建物本体の形態・色調との調和に配慮し、過剰な光が散乱するものや光源の点滅するものは避けましょう。 ・信号機や標識、その他案内板等の認知しやすさに配慮した位置及び規模、形態及び意匠としましょう。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な建物との調和に配慮し、できる限り落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図りましょう。 ・できる限り彩度の高い色を避けることとし、使用する場合においては使用する色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮しましょう。 ・特に、沿道に設置する広告物は、信号機や標識、その他案内板等の認知しやすさに配慮し、安全性を考慮した色彩を使用しましょう。
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れにくく、耐久性のある素材を使用しましょう。 ・優れた自然景観や歴史街道などに設置する場合は、周辺の景観と調和した素材を使用することとし、表面の処理に配慮しましょう。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、原則として、周辺に与える威圧感や圧迫感を軽減するとともに、山並みなどへの眺望景観を確保し、周辺景観との調和を図るため、塔屋状の屋上広告物以外のものとしましょう。 ・建築物1棟につき1件とし、建築物の水平投影面以内としましょう。 ・広告物の表示面積は、建築物の各立面積の1/10以下とし、高さは、その建築物の基準階高以下としましょう。 ・建築設備等の隠蔽を目的として広告物を設置する場合においても、当該建築設備等の隠蔽に必要な高さまでとしましょう。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・一の壁面につき、壁面積の1/10以下としましょう。 ・壁面をはみ出さないようにし、壁面内で表示し又は設置しましょう。
	つきだし 突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・突出看板については、建築物と一体的なデザインに配慮し、できる限りすっきりとした形態及び意匠、色彩としましょう。 ・突出幅は、取付壁面から1.5m以下としましょう。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないものとしましょう。